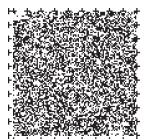


# 障害のある人 の現状



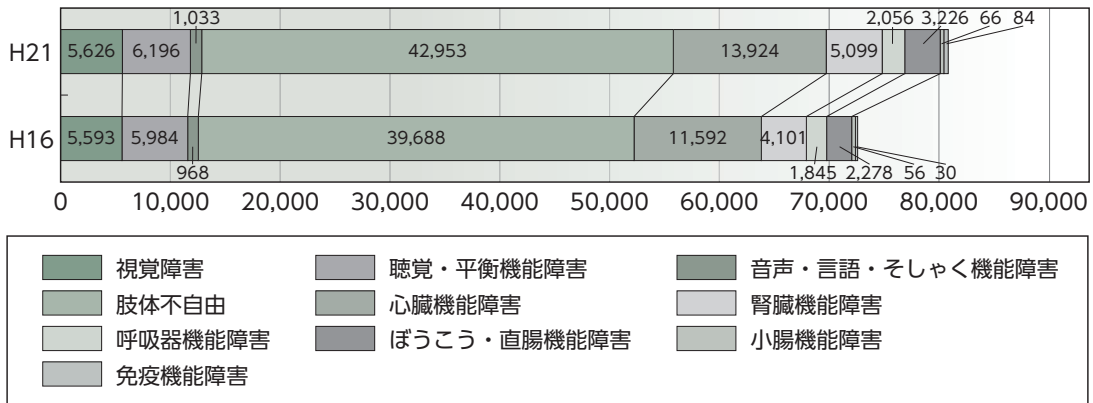
# 1 身体障害のある人

宮城県において平成21年度末に身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は、80,263人で、5年前の平成16年度末と比較すると8,128人増加しています。県人口に占める割合は3.4%となっています。

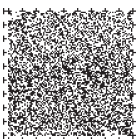
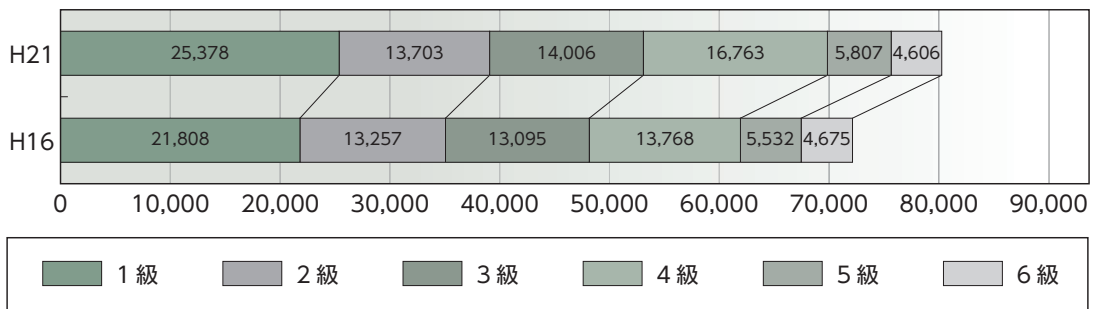
障害種別ごとにみると、肢体不自由が最も多く、42,953人と全体の53.5%を占めていて、心臓機能障害の13,924人(17.3%)、聴覚・平衡機能障害の6,196人(7.7%)、視覚障害の5,626人(7.0%)と続きます。また、内部障害を合計すると24,455人(30.5%)となり、肢体不自由と内部障害で全体の8割以上と大部分を占めています。

障害の程度を等級別にみると、重度障害の1級が25,378人(31.6%)、2級が13,703人(17.1%)で、重度障害が全体の約半数を占めています。

身体障害者手帳所持者の障害種別の推移



身体障害者手帳所持者の等級別の推移

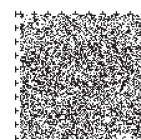
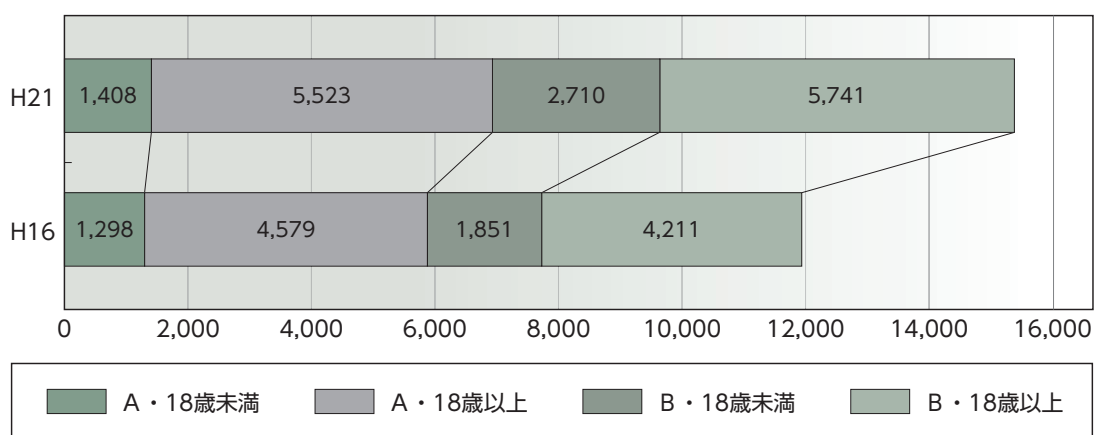


## 2 知的障害のある人

宮城県で平成21年度末に療育手帳の交付を受けている人の総数は、15,382人で、5年前の平成16年度末と比較すると3,443人増加しています。県人口に占める割合は0.66%となっています。

障害の程度別にみると、療育手帳A（重度）所持者の割合は45.1%となっており、5年前の平成16年度末と比較すると4.1ポイント減少していますが、全体が増加しているため、総数では1,054人増加しています。

療育手帳所持者の障害程度別及び児・者別の推移



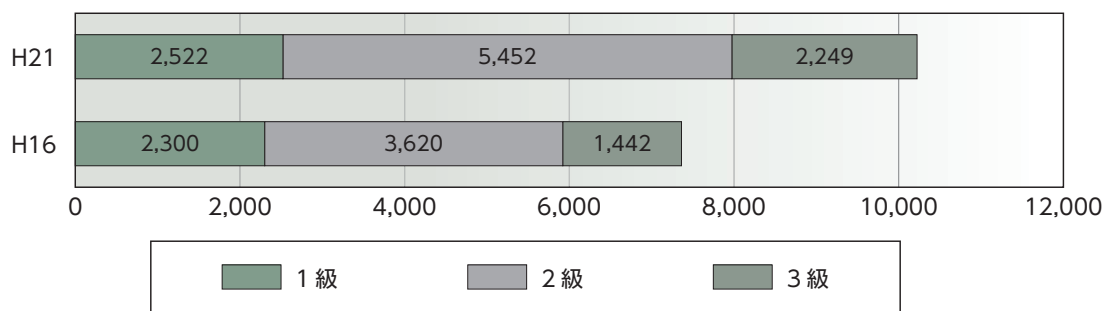
### 3 精神障害のある人

宮城県内の精神障害のある人の総数は、平成20年患者調査（厚生労働省）から推計すると約47,000人となっています。一方で、宮城県において平成21年度末に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は10,223人で、患者調査から推計される人数と大きな乖離があります。

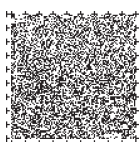
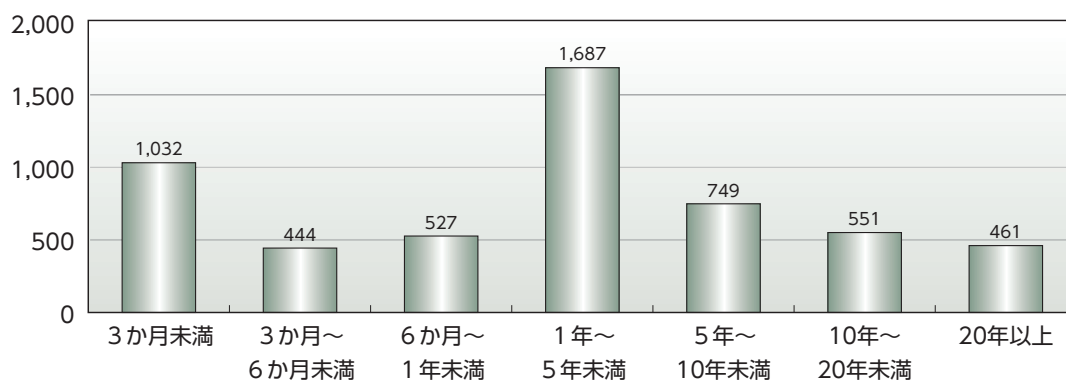
平成21年度精神障害者入院施設状況等調査（宮城県障害福祉課）によると、精神科病院の入院患者の在院期間は1年未満が36.7%，1年～10年未満が44.7%，10年以上が18.6%となっています。年齢構成をみると年齢が上がるほど割合が大きくなり、また、65歳以上が過半数を占めています。

入院患者を疾患別でみると、統合失調症が49.1%とほぼ半数を占め、次に脳器質性精神障害、そううつ病の順となっています。また、自立支援医療（精神通院）受給者の疾患別構成をみると、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害が36.9%で3分の1を超え、次に気分障害、てんかんの順になっています。

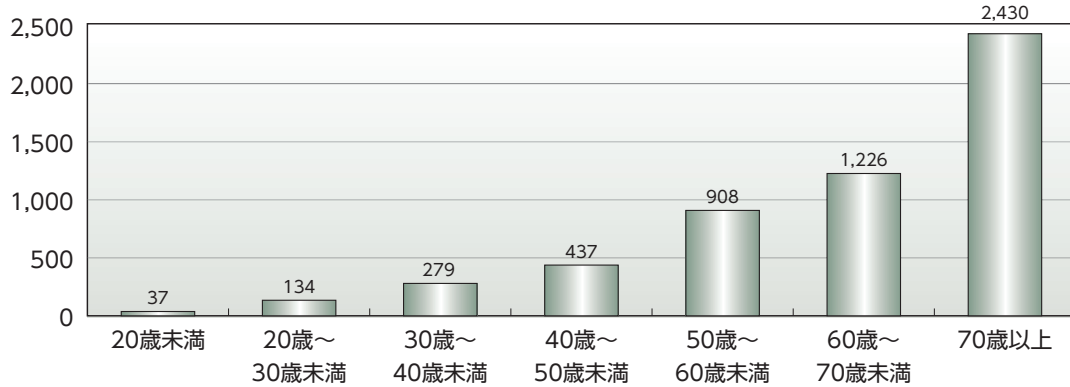
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移



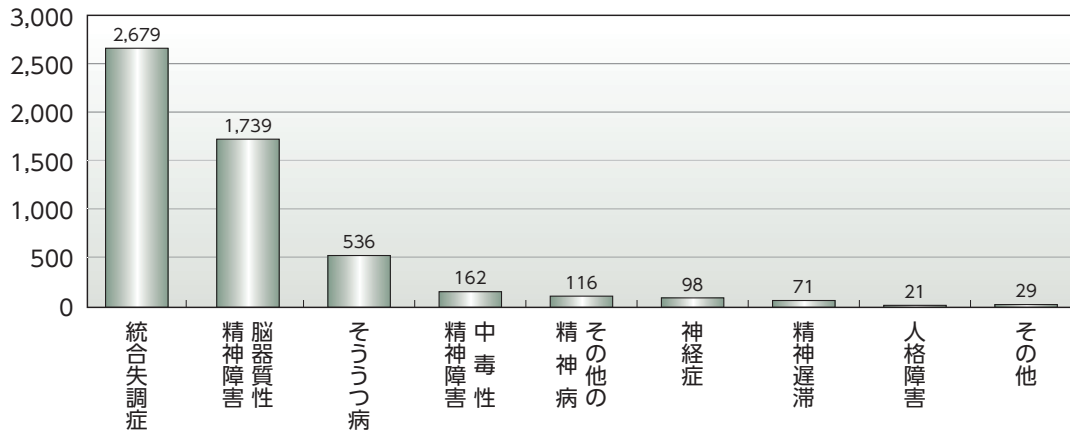
入院患者の在院期間



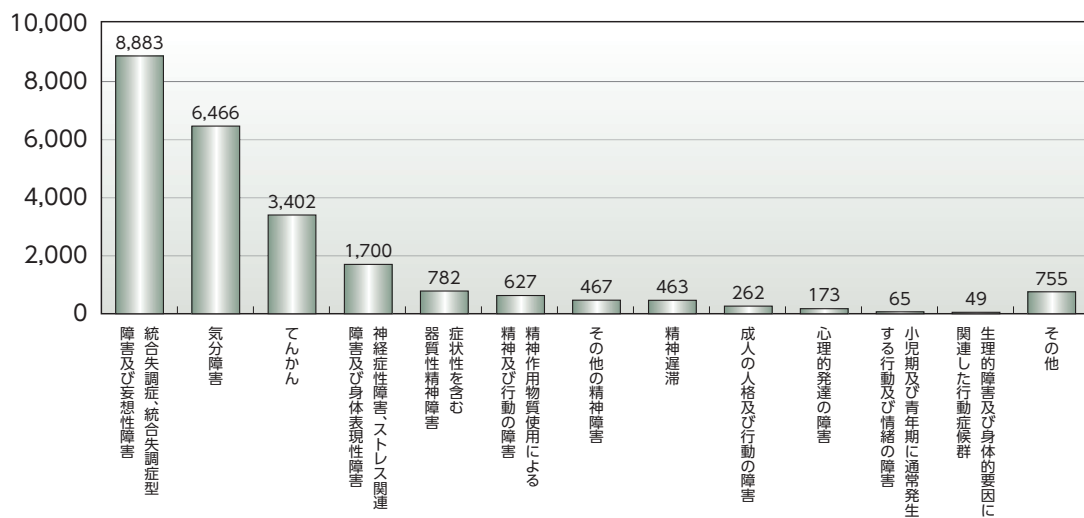
### 入院患者の年齢構成



### 精神疾患の種類別構成（入院患者）



### 精神疾患の種類別構成（通院患者）



## 4 発達障害のある人

発達障害者支援法に定める発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされています。

発達障害については詳しい調査資料がないため、発達障害のある人の正確な人数は把握できていません。

※平成14年度に文部科学省が実施した調査によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合が6.3%との結果が出ています。

## 5 高次脳機能障害のある人

高次脳機能障害は、交通事故などによる外傷性脳損傷や、脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患の後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などが生じるものです。他の人から気づかれにくい障害であるため、福祉制度の谷間の障害として支援体制の整備が遅れています。

高次脳機能障害については詳しい調査資料がないため、高次脳機能障害のある人の正確な人数は把握できていません。

